衛生検査所指導要領

第1章 総論

第1節 目的

本衛生検査所指導要領は、信頼に足る精度の検査結果を医療機関等に保証するため、 衛生検査所が行うべきことを定める。また、あわせてそれぞれの衛生検査所が行う精度 管理のための自主的な努力を振興する目的をもって、都道府県知事が衛生検査所の指導 監督及び育成を行う場合の要領として定める。

第2節 用語の定義

- 1 衛生検査所とは、人体から排出され、又は採取された検体について、微生物学的 検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一 般検査及び遺伝子関連・染色体検査を行うことを業とする場所をいうものであって、 水、空気、食品等人体と直接かかわりのない検体についてのみ検査を行うことを業 とする場所は、衛生検査所には該当しないこと。
- 2 衛生検査所の営業所、出張所、検体の搬送中継所と称するような場所であっても、 血清分離を行う場合は、衛生検査所に該当すること。
- 3 学校長の委嘱を受けて、学校において検尿等の衛生検査を行う場合は、衛生検査 所の開設に該当しないものであること。
- 4 血清分離のみを行う衛生検査所とは、委託元から受領した血液検体を検査・測定を行う衛生検査所等まで搬送する過程において、血液を血清及び血ペいに分離することを業とする衛生検査所をいうこと。なお、検査項目によっては本来検査の委託元において採血後に血清分離を行うことが望ましいが、実際は血液のまま委託されることが多い。血清分離のみを行う衛生検査所はこうした実態に鑑み、受領した血液をすみやかに血清分離して、検査の結果の信頼性を高める必要があることから特に設けられた衛生検査所であること。
- 5 検体検査用放射性同位元素とは、衛生検査所において使用される医薬品である放射性同位元素で密封されていないものを指すところであり、患者の体内に注入して使用する放射性同位元素は該当しないこと。現在、衛生検査所において使用されている検体検査用放射性同位元素の種類は、水素 $3(^{3}H)$ 、鉄 $59(^{59}Fe)$ 、コバルト $57(^{57}Co)$ 、セレン $75(^{75}Se)$ 、ヨウ素 $125(^{125}I)$ 及びヨウ素 $131(^{131}I)$ の 6 種類であること。

なお、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下「規則」という。)及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和56年厚生省告示第16号。以下「告示第16号」という。)の別表で定めている検体検査用放射性同位元素の種類は、これらに掲げるもののほか、衛生検査所において使用される可能性があるもの等に限定していること。

6 規則第 12 条の 2 第 1 項に規定する検体検査に係る全ての作業とは、検体の受領、 搬送、受付、仕分け、測定、検査結果の報告等、衛生検査所の検査業務に係る全て の作業工程をいうこと。

第3節 指導監督体制に関する事項

第1項 精度管理専門委員について

- 1 都道府県知事は、精度管理専門委員を委嘱する場合には、精度管理に関して相当 の学識経験を有する者に委嘱すること。
- 2 精度管理専門委員は次の業務を行うこと。
 - (1) 精度管理に関して都道府県知事へ助言を行うこと。
 - (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
 - (3) 都道府県知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導監督を行うこと。立入検査の際には、既知検体、既知標本を持ち込んだうえで、検査担当者に検査を実際に行わせ、必要な指導を行うことが望ましいこと。
 - (4) 都道府県知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。
 - (5) その他都道府県知事が特に定めた事項に係る業務。

第2項 協力機関について

- 1 精度管理に係る指導監督を行うに当たっては、大学、都道府県衛生研究所等の技術的援助及び指導助言を踏まえて行うことが望ましいこと。
- 2 精度管理専門委員の委嘱及び精度管理に係る指導監督を行うに当たっては、都道 府県医師会等の行う精度管理事業との整合性に留意すること。

第3項 各都道府県知事の連携について

都道府県知事は、他の都道府県知事と精度管理に関する指導方針等について情報交換を行うとともに、必要に応じて連携を図り衛生検査所の指導監督を行うことが望ましいこと。

第2章 登録及び指導監督業務

第1節 実地調査及び立入検査に関する事項

1 都道府県知事は、衛生検査所の登録の申請、検査業務の内容に係る登録の変更又 は再開の届出があったときは、単に書面による審査にとどまることなく、必ず、実 地調査により申請事項又は届出事項に係る事実の有無を確認したうえで登録等の手 続を行われたいこと。

なお、変更の届出があったときも必要に応じ、実地調査により届出事項に係る事 実の有無を確認したうえで手続きを行うことが望ましいこと。

- 2 規則第12条に規定する衛生検査所の登録基準は、単に登録の要件を示すのみではなく、登録に関する維持要件をも示すものであるから、衛生検査所の構造設備等の登録基準が持続して満たされるよう2年に1回以上立入検査等を行い、積極的に指導すること。
- 3 立入検査等によって精度管理の実施状況を調査するに当たっては、単に問題点の 指摘にとどまらず、衛生検査所が自ら積極的に精度管理を実施していくよう、自発 性を高める指導を行うこと。
- 4 立入検査をする職員(精度管理専門委員を含む。)は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を携帯しなければならないこと。

第2節 登録申請等の受付に関する事項

第1項 登録の申請について

1 規則第11条第1項の申請書の様式第6に掲げる「検査業務の内容」は、規則第1 条に掲げる検査の区分及び規則別表第1中欄に掲げる検査の内容を記載するもので あること。なお、「検査業務の内容」の記載に当たっては、受託する検査業務の実態 に応じて、個別に判断されるものであること。

また、血清分離のみを行う衛生検査所にあっては、「検査業務の内容」に血清分離のみを行う旨を記載するものであること。

- 2 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者を臨床検査技師とする場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等に当たって添付するよう指導されたいこと。
- 3 規則第 11 条第 2 項の申請書の添付書類中、同項第 11 号に掲げる「営業所に関する書類」とは、登録を受けようとする衛生検査所と同一経営主体の衛生検査所、営業所、出張所、検体搬送中継所等の名称及び所在地を明らかにした書類をいうこと。 なお、検査案内書に明記されておれば、これに替えることができるものであること。

第2項 登録の変更等について

1 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号。以下「法」という。)第 20 条の 4 第 3 項において、衛生検査所の開設者は、当該衛生検査所の名称、構造設備等を変更したときは、30 日以内に届け出ることとされているが、検査用機械器具その他の構造設備の変更に関しての届出期間の起算日は、検査用機械器具等が現に当該衛生検査所の検査業務の用に供された日とすること。したがって、検査用機械

器具等が単に当該衛生検査所に搬入整備されたときではなく、その試用整備期間を 経過した後から起算されるものであること。

- 2 衛生検査所が3か月を超えてその業務を行わない場合は、休止ではなく、廃止と して取り扱うこと。
- 3 衛生検査所が移転した場合、取りこわし新築した場合、衛生検査所の開設者に変 更があった場合(個人から法人に変わった場合等を含む。)等は、登録の変更ではな く、廃止及び新設として取り扱うものであること。
- 第3節 立入検査時の確認事項(以下、特に、注意を払うべき事項を示す。)

第1項 登録基準について

登録基準が維持されているかの確認を行うこと。その際、別紙1「衛生検査所指導監督基準」を参考に予めチェックリストを作成し、衛生検査所の概況を整理して、効率的に各衛生検査所の遵守状況等を把握することが望ましいこと。

第2項 精度管理の実施について

精度管理の実施に関しては、特に次の内容について確認すること。

- 1 職員に関すること
 - (1) 精度管理責任者の勤務状況及び業務遂行状況を確認すること。精度管理責任者が非常勤の場合、週1日以上(血清分離のみを行う衛生検査所にあっては月1日以上)は勤務しているかどうか確認すること。
 - (2) 各作業工程における精度管理についての担当者の業務遂行状況を確認すること。
 - (3) 職員に対する研修が十分に行われているかを確認すること。
- 2 内部精度管理に関すること
 - (1) 内部精度管理に係る統計学的精度管理台帳が保存され、常時活用できるようにされていること。
 - (2) 各種作業日誌については、機器等の異常発生時の対応、異常データへの対応状況に係る項目(異常値を示した検体の再検査が行われたか、又は医療機関への訂正報告若しくは緊急報告が行われたか)に特に注意すること。
 - (3) 異常データ等が続出した場合、作業工程を変更するなどの対応が必要であり、 その場合、標準作業書の当該項目が改訂されていなければならないので、その確認を行うこと。
- 3 外部精度管理に関すること
 - (1) 都道府県、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、 一般社団法人日本衛生検査所協会等が行う外部精度管理調査に年1回以上参加し ていることを確認すること。
 - (2) 精度管理専門委員が同行して立入検査を行う場合は、既知検体又は既知標本を 持参して、通常の検査工程の中で数種類の検査を行わせ、検査結果の信頼度を調 査することが望ましいこと。

特に、病理学的検査における細胞検査や尿・糞便等一般検査における寄生虫検査を行う衛生検査所に対しては、既知標本を複数準備して、検査担当者の検査技能を確認し、指導することが望ましいこと。

(3) 精度管理専門委員が同行する立入検査は、外部精度管理調査への参加の状況及び調査結果を踏まえ、指導が必要と考えられる衛生検査所に対して重点的に行うことが望ましいこと。

4 その他

- (1) 苦情処理に関する記録を調査し、適切に対応しているかを確認すること。 なお、苦情処理に当たっては、衛生検査所が委託元である医療機関、衛生検査 所等(以下「委託元」という。)に出向いて、原因等について説明をすることが望ましいものであること。
- (2) 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあっては、告示第 16 号において示す基準に適合しているかの確認を厳しく行うこと。

第4節 その他

- 1 血清分離のみを行う衛生検査所にあっては、血清分離以外の検査業務を行っては ならないこと。例えば、いわゆる緊急検査については、検査業務の内容に応じた衛 生検査所としての登録を受けなければならず、血清分離のみを行う衛生検査所にお いて行ってはならないこと。
- 2 血清分離のみを行う衛生検査所において、血清を別容器に移し換えた後、血ペい を廃棄又は洗浄する場合は、規則第 12 条第 7 号に掲げる「廃水及び廃棄物の処理に 要する設備又は器具」を備えている必要があること。
- 3 細菌、病原体の取扱いに関する条例が制定されている都道府県においては、これらの条例が防疫上の観点から制定されたものである一方、衛生検査所の登録基準は 医療における検査業務の適正化を図るための措置であることを踏まえ、当該条例に 基づく施設の開設の許可等及び衛生検査所の登録については、各行政目的に照らし 合わせて運用すること。
- 4 規則第12条第17号に規定する衛生検査所の組織運営規程については、その準則を別紙2のとおり示しておくので、当該規程の作成に際しての参考とされたいこと。

別紙1

衛生検査所指導監督基準

厚生労働省医政局

指導監督基準

番号	項目		摘要	備考
1	管理組織の基準に関 する事項			
1-1	管理者 定められた基準により適切に管理を行っているか。	1.	管理者は検査業務に関し相当の経験を有する医師又は臨床検査技師であること。	(1) 相当の経験とは、原則として3年以上の検査業務に係る実務経験をいうこと。(2) 血清分離のみを行う衛生検査所にあっては、3年以上の実務経験を求めるものではないこと。
		2.	当該衛生検査所に常勤していること。	他の医療機関又は衛生検査所等に就業していないこと。
		3.	当該衛生検査所の検査 業務全般の管理を行 っていること。	管理業務に差し支えない範囲 で検査業務を行うことができ ること。
		4.	開設者に対して精度管理のための助言を行っていること。	精度管理責任者から精度管理 の実施状況等について報告を 受けるとともに、開設者に対 して、随時、精度管理の充実 を図るために必要な措置等に ついて助言を行っているこ と。
		5.	精度管理責任者と兼任 していないこと。	
1-2	指導監督医 適切に指導監督が行 われているか。	1.	管理者が臨床検査技師 である場合には、指導 監督医を選任してい ること。	 (1)管理者が医師である場合は不要であること。 (2)検査業務について知識及び3年以上の経験を有していること。 (3)精度管理責任者との兼任ができること。
		2.	臨床検査技師等に対する指導監督のみに限らず、当該衛生検査所の検査業務全般全てについて指導監督を行っていること。	
1-3	精度管理責任者 精度管理を適切に行	1.	精度管理責任者は検査 業務に関し相当の経 験を有し、かつ、精度	(1) 検査業務に関する相当の 経験として、検査業務に ついて6年以上の実務

番号	項目	摘 要	備考
	っているか。	管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師であること。	経験(2)の精経では、(2)の精経では、(2)の精経では、(2)の精経では、(2)を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変素を変更が、ないのでは、ないのでは、ないのでは、では、では、では、では、では、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
		2. 管理者と兼任していないこと。	指導監督医との兼任はできる こと。
		3. 当該衛生検査所に常勤していること。	他の医療機関、衛生検査所等 に就業していないこと。
		4. 非常動では、 は、 関昭 24 ににに、 は、 関昭 24 には、 関昭 24 ににに、 関昭 24 ににに、 関昭 24 ににに、 第 2 には、 第 2 には、 第 3 3 年厚下「条 6 。)検 3 は、 年厚下「条 6 。)検 3 は、 年厚下では、 1 できるができるができるができるができるができるができるができるができるができるが	以下の衛生検査所及び血清分
		5. 検査業務に従事する者 とは別に精度管理責 任者が特定されてい ること。	専ら精度管理を行う者であって、検体の受領から検査結果 の報告までの検査業務の各作 業工程に従事していないこ

番号	項	目	 摘	要	備	考
			0 44 3kr) - he	lm) z #4.1	は、精度管理 ない場合に限 各作業工程に できること。	の者である場合 他の業務に支障が もり、検査業務の でであることが
			6. 業務に適いること	切に携わって。	握し、精 図るため 等を管理 こと。 (2) 精度管理	!の実施状況を把 速管理の充実を かに必要な措置 理者に報告する !の評価と検査業
					を行うこ (3) 各作業日 度管理に -R管理 び評価し	ける改善の指示 と。 誌、台帳及び精 に関する書類(X 型図等)を点検及 、その内容を記 とともに記録の
					ること。 (4) 検査項目 者の技育 ているか (5) 各検査の	管理者に提出す ごとに検査担当 を評価が行われ か確認すること。)作業工程ごとに
					担当者 担当者」 統括、指 精度管理 かつ効り	れた精度管理の 以下「精度管理の という。) は等を通じて が日々、組織的 という。 という。 という。 は等等の はいう。 という。 は等等の にいう。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 と
					① 精度管 者により 上明示さ ② 精度管 の受領	理担当者は管理 選任され、組織 いること。 理担当者は検体 から検査結果の での各作業工程
					に配置さ の工程に 工程ご いること ③ 精度管理	され、検査・測定 こあっては、検査 とに選任されて
					衛生検	を考慮して当該 査所の実情に合 置がされている

番号	項	目		摘	要		備	考
						(6)	送を行るは、必要	体の受領又は搬っせている場合 に応じて実地調っていること。
1-4	遺伝子精者の責任者の責任を持ている。	の確保に係	1.	査る連に有臨伝の音・関す床子業のでは、	連のは、検当師技染関経こ・確遺査の若師色し験と色保伝の経し又体相を。体に子業験くは検当有体に子業験をは遺査のす	(2)	者と遺のす下に経て(るすすと大専校関遺学学液解生者医遺の者と。伝専るのつ験3そ場るる。学門に連伝、、学剖物・師伝精との・子門者者い及年れ合こ者・院学お科子人生、学科・又子度す業・関知ののでひしそほとが、校い目検舞化生、学・は関のる	は任 連識例うる精大れ、が考 大文で(査遺学理動等 臨連確場す精は ・及とち年度の重でえ 、高分子、学免、細を 検染にはこ度妨 染びし、以管の実複きえ 、高分子、学免、細を 検染にはこ理な 体験は査のに務をて)れ 期専生物胞微学理工修 技体る記覚責い 検を、業実つ経兼算をる 大門物学遺生、学学し 師検責に望信に 査有以務務い験ね定有こ 、学学、伝物血、、た を査任2)ま
			2.	査の実施理に必要	連・染色体検 施及び精度管 要な体制を整 の管理を行っ と。	(2)	て関わを当い精て努適するうのこ管適ていめるよと指と理り]責任者と分担し]に精度の確保に

番号	項	II	摘	要	備	考
					に教育研	を行い、継続的 修及び技能評価 せていること。
1 — 5		た医師又は 技師がいる		り検査に応じ	の節が差体の準体はおでに変して、 大型の	ら結果報告まで は常に左記の基 数の医師又は臨 勤務していなけ
			学的検查 查、病理 化学的検 等一般 子関連・	的検査、免疫 (大) 血検査、免疫 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)		
			以上の村 生検査所	査のうち、2 食査をする衛 f(3に該当す 査所を除く) 2人以上		
			生物学的 的検査』 検査のい	検査のうち微 検査、血液学 なび生化学的 いずれをも含 上の検査をす 査査所 3人以上		
			4. 血清分離 生検査所	のみを行う衛 「 1人以上		

番号	項目		摘	要	備	考
1 - 6	職員の研修等 標準作業書が適切に 作成され、標準作業書 どおり必要な研修等 を受けさせているか。	1.	検査業務みならず	修の対象者は 務の従事者の "検体の受領、 こ従事する者 と。		
		2.	検査業務に資するまらず、	の内容には、 務の質の向上 る内容にとど 広く一般教養 る事項も含ま こと。		
		3.	ては、十 った後 ^つ	の職員につい 分な研修を行 で検査業務を いること。		
		4.	る研修になく、外る教育の	所内部におけ こ留まること 部で実施され 所修の機会も るよう努めて	して、都道府 市、特別区、 う研修会、報	れる教育研修と 県、保健所設置 学術団体等が行 告会、学会など することが想定
		5.	準作業	・技能評価標 書には以下の 記載されてい	要な教育研修能が過程である。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	離のみを行う衛 いては、作成を
		(1)	.,	質ごとの研修 引する事項	以下の事項が と。 ①研修時期 ②研修内容 ③研修対象者	含まれているこ
		(2)	技能評価	jの手順	と。	含まれているこ 手順及び内容 象者の要件
		(3)	技能評价	西基準及び資	①技能評価基	準については、

番号	項目		摘	要	備考
			格基準に関っ	する事項	合否判定基準を設定した場合にあっては、不合格の場合の対応が記載されていること。 ②資格基準については、検査業務の内容に応じて、必要とされる教育研修及び技能評価の要件が含まれていること。
		(4)	教育研修・技 録台帳の記		
		(5)	作成及び改算	定年月日	
		6.	教育研修・技録台帳が作いること。		職員ごとに、教育研修及び技 能評価に関する記録が保管されていること。記入すべき事 項としては、以下のものが考 えられる。 ①教育研修及び技能評価の名 称 ②実施年月日 ③技能評価の結果 なお、血清分離のみを行う衛 生検査所においては、作成を 要しないこと。
1 - 7	組織運営規程 衛生検査所の組営、その他の必要項を定めた組織 規程を有している	進り 織運 な事 運営	生検査所組織則に準拠してい		
1-8	情報セキュリテ リスク管理 情報セキュリテ びリスク管理が れているか。	イ及	個人情報の関情報といって、具体的から、具体性がさった。	リティ対 委託元に 丁寧な情	情報セキュリティ対策については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守するほか、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長通知別添)等を参考とすることが望ましいこと。
		2.	受託業務の認	遂行が困難	(1)業務の継続性及び安全性

番号	項目	摘 要	備考
		となった場合のリス ク管理体制が整備され、その場合の対応に ついて委託元に周知 されていること。	が担保されるよう代行保 証体制が整備されている こと。 (2)自然災害、医療事故、重大 過誤等に対して、それぞれ の特性に応じたリスク管 理を行うことが望ましい こと。
1-9	営業所に関する書類を有しているか。	当該衛生検査所と同一経 営主体である、衛生検査 所、営業所、出張所、検体 搬送中継所などの名称及 び所在地が明らかとなっ ていること。	(1)検査案内書に明記されている場合はこの限りではないこと。(2)営業所では検査業務を行うことはできないこと。
1-10	登録・届出 法的な手続きが適正 に行われているか。	1. 検査業務について登録 (登録の変更も含む。) を受けていること。	検査業務の内容を減らす場合 においても、登録の変更を受 けていること。
		2.登録後に次の事項を変更したとき、又は衛生検査所を廃止、休止若しくは再開したときは、30日以内に届け出ていること。	衛生検査所が3ヶ月を超えて 業務を行わない場合は、休止 ではなく廃止として取り扱う こと。
		(1) 申請者の氏名及び住 所	法人にあっては、その名称及 び主たる事務所の所在地
		(2) 衛生検査所の名称	衛生検査所が移転した場合、 取りこわし新築した場合、衛 生検査所の開設者に変更があった場合(個人から法人に変 わった場合等を含む。)等は、 登録の変更としてではなく、 廃止、新設として取扱うこと。
		(3) 構造設備	検査用機械器具その他の構造 設備の変更に関する届出期間 の起算日は、検査用機械器具 等が現に当該衛生検査所の検 査業務の用に供された日であ ること。
		(4) 管理組織	営業所(出張所、検体搬送中継所等を含む。)

番号	項	B		摘	要		備	考
			(5)	管理者の」	氏 名	導監		る場合には指
			(6)	精度管理 名	責任者の氏			
			(7)		連・染色体 度の確保に 者の氏名			
			(8)	組織運営	見程			
2	構造設備の する事項	基準に関						
2-1	検査用機械器				じて以下の れているこ	(1)	查用機械	さ有する他の検 器具をもって
	定められた 械器具を備		と。				これに代. きること。	えることがで
	カゝ。					(2)	査をする場	P容の異なる検 場合、検査用機 兼用すること
								と。 女生物学的検査 検査用機械器
								のものでなけ
						(3)	平成30年で登録を	11月30日時点 受けている衛 こあっては、法
								94第1項の登 を受けるまで
								記の基準は適なお従前の例に
			1.	共通して必 電気冷 電気冷 電気冷 遠心器	蔵庫			
				微生物学的 細菌培養 ふ卵器 顕微鏡	同定検査			
			(2)	高圧蒸気 薬剤感受 ふ卵器	試滅菌器 性検査			

番	号	項	目	摘	要	備	考
				顕微鏡	= 3+2+++ 1.11		
				同 <u></u> 同 <u></u>	凤滅菌器		
				3. 免疫学的検	查		
				(1) 免疫血液	泛学検査		
				恒温槽 (2) 免疫血清	学烩本		
					_{于快} 且 疫測定装置		
				又はマ	イクロプレ		
					ウォッシャ		
					マイクロプ 用リーダー		
					11 / /		
				4. 血液学的検			
				(1) 血球算定 形態検査			
					· 求計数器		
				顕微鏡			
				(2) 血栓・止			
					国検査装置 疫検査		
					サイトメー		
				ター			
				 5. 病理学的検	杳		
				(1) 病理組織			
				顕微鏡	۲)		
				ミクロ パラフ	トーム ィン溶融器		
					ィン伸展器		
					使用する器		
				具又は (2) 免疫組織	•		
				顕微鏡	八日,八旦.		
				ミクロ			
					ィン溶融器 ィン伸展器		
				•	1 イ 甲 展 品 使用する器		
				具又は			
				(3) 細胞検査 顕微鏡			
				類	学的検査		
				蛍光顕微			
				 6 . 生化学的検	查		
				(1) 生化学検			
				天びん	生 . 早.		
				純水製達 自動分達	^{造器} 析装置又は		
ı		I		I 497/1/	ハム巴へは	I	

番号	項	目		摘	要	備	考
				分光光度 血中薬物液	検査 :器 「装置又は :計		
			(1)	R・糞便等- 尿・糞便等 顕微鏡 野生虫検え 顕微鏡	等検査		
					• 染色体検		
			(2)	病核核装高体核核装高生子核核装高色で一ク原核核装高体核核装高生検核装高色でラリ体酸酸置速細酸酸置速殖食酸置速体のタリ核増増 冷腹増増 冷細査増増 冷検ューー核幅幅 お遺幅幅 お胞 幅幅 お資イ ン	接産 遠云装産 遠系 装産 遠上ン べ装置物 心検置物 心列 置物 心 キ ン置検 器査 検 器遺 検 器 ュ チ又出 出 伝 出 に は	処理の工程	食査は、検査の前 まで専用の検査室 が望ましいこと。
			9. <u>f</u>				
2-2	検査室				検査室以外 【別されて		

番号	項目		摘	要	備	考
	定められた構造にな		いること。			
	っているか。	2.	検室内の正はのでは、 まは外屋含を はのことでは、 理用はていまれています。	とり測(1) 下合数 面検の面検れ面積をである。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	れの適こた検面がな点査ので合い。し室はまで所第でで合い。し室はまで所第ででのでのでありますが、近れのでのでのでのでのできません。	上の部屋に大からにかられた。 おりまれ からに かられ がた
		(1)	微生物学的 学的検査、 査、病理学 化学的検査 一般・染色 ち、1の検査 る衛生検査 20 m	血液学的検 的検査、生 、尿・糞便 なび遺否の 体検査のみをす		
		(2)	上記の検査 の検査をす 査所 30 r			
		(3)	上記(1)の ち、3の検達 生検査所 40 r			
		(4)	上記(1)の ち、4以上 る衛生検査 50 r	の検査をす		
		(5)	血清分離の 衛生検査所 10 r			

番号	項目	摘 要	備考
		3. 微生物学的検査を行う 検査室は専用のもの であり、かつ、他の検 査室と明確に区別さ れていること。	微生物学的検査を行う検査室は、検査室とので独立したを要し、他のであることを要し、他の衝立等によりのであると簡易間仕切り、ぎない場合は、要件を満たさない。また、遺伝子関連・染色体査をでありた。また、方ち、病原体核酸は、変にあって検査室にあって検査をでで検査をであり、
		4. 十分な照明及び換気が確保されていること。	
2-3	防じん及び防虫設備 防じん及び防虫設備 を有しているか。		衛生検査所の構造自体が防じ ん及び防虫について十分なも のであれば差し支えないこ と。
2-4	廃水及び廃棄物処理 設備 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は 器具を備えているか。		(1) 原間のはと、衛生の変にを、衛びるで、及びるで、大変に変に、衛生の選別を、衛びるで、大変になるで、大変になるで、大変になるで、大変になるで、大変になるでは、一般になるでは、一般には、大利があるでは、大利があるでは、大利があるでは、大利があるがあるが、大変になるが、大変になるが、大変になるが、大変になるが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には
2 - 5	消毒設備		
	検査業務に従事する 者の消毒のための設		

番号	項目		摘	要	備	考
3	備を有しているか。 検査業務に関する事					
3-1	項 検査案内書 適切に作成され委託 元の関係者に周知さ れているか。		検生検さ 次さか事項で特に領要は大きででは、 はれら項目いにつ前性は おいまつとこ下で精鑑の あるまいにとのはため 事こで にもの は まる まこで にもの は まる まる まこで にもの は まる まこで にもの は まる まる から から まる から から まる から から まる	取全と 項とにて記 (6)検管委りて。 が。掲は載 ~ 体理託扱記 離()が検さ ~のの元元のの元に	所の検査案 表紙に明記 ① 内合知道 ② 都道の で 適宜	みを行う衛生検査 大内書にはそのと。 されていること。 変更があったに 変更に委託こと。 はやかること。 場知事頃にと り第1項に基づき は、基関できる は、基別を は、基別を は、基別を は、基別を は、は、基別を は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
		(1)	具体的かつ報提供がされた。		献名が と の で を は、 に で た に た が に た が に た た た た た た た た た た た た	び基本的な参考文 が含まれている。 建ましいこと。 生検査でに検査 を託先であるを 終委託先で衛生方 会をおけるいるこ で載されているこ
		(2)	基準値及び判	定基準	よる検査又	を
		(3)	医療機関に関を行う検査値		急る重すいもいこ のこ検 ②	ただちに患者に緊置を施する場合等のはいる場合を施する意義ををはいる。 を確してもの範囲をでは、 を直の範囲に検さいたいない。 を値の範囲に検査に場合は、衛生

番号	7	項	目		摘	Ę	備考
							検査所は委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。 ③ 委託元が医療機関以外の場合においても同様に取り扱われていることが望ましいこと。
				(4)	検査に要する日	数	検体を受領してから検査結果 を委託元に報告するまでの平 均的な所要日数が記載されて いること。
				(5)	測定(形態学的権び画像認識によ査を含む。)を含む。)を含む場合にあって際に測定を行う検査所等の名称	よる検 委託す は、実 う衛生	最終委託先の名称が記載されていること。
				(6)	検体の採取条件、 容器及び採取量		委託元において検体を適正に 採取するために検体採取時に 留意すべき事項、容器の種別 及び適切な採取量が記載され ていること。
				(7)	検体の保存条件		委託元において、採取検体を 保存する場合の留意事項(常 温、冷蔵、冷凍等の別及びそ の設定温度)及び保存可能時 間が記載されていること。
				(8)	検体の提出条件		血清分離の要否等、適正な検 査を行うために必要な事項が 記載されていること。
				(9)	検査依頼書及びラベルの記載項		以下の項目が記載されていること。 ①患者名、性別及び年齢 ②検体採取年月日(採取時刻も含む。) ③検体の種類 ④検査依頼項目 ⑤委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。) なお、バーコード等を用い、検査依頼書と一対となっている検体ラベルには、①のみ記

番号	項	目		摘	要	備	考
			(10)	衛生検査所 (は 等) まっぱい まっぱい まっぱい まっぱい まっぱい まっぱい まっぱい まっぱい	医療機関から 査所(他の衛生 等に測定を委 場合にあって 該衛生検査のに 時間の欄	と。 委託元から最 平均的搬送時 いること。 委託元が医療 においても同	ご差し支えないこ
			(11)	多託元 検体受領	と取り決めた 領場所		
3-2	検体の受領標準作業書作成され、 どおり業務 ているか。	標準作業書	1.	は以下	頁標準作業書に の事項が記載 いること。	受領担当者のることによっ	生作業書は、検体 の業務を画一化すって、検体受領時 ごないようにする こと。
		(1)	検体を	関等において 受領するとき に関する事項	ること。 ①検体ラベル ②検体の保頼 ③検査依が量 ④総検の他を強動 ⑤その、検査を なお、でででいる。 は、委託者に	書と検体の数、種 意事項 な頼書の記載事項 な点がある場合に こ確認のうえ、委 させる旨が記載さ	
			(2)	受領書 る事項	の発行に関す	領が示さ ②受領書に (委託元 て特に注 について	書式及び記入要れていること。 は申し送り事項から検査につい意すべきこと等指示された事項の る欄があること。
			(3)	検体受 記入要領	領作業日誌の 領		
			(4)	作成及で	び改定年月日		
			2.		頁作業日誌は検 領を行う担当		* '

番号	項目		摘	要	備考	
			者が適切にいること。	記入して	(2) 委託元ごとの受領時刻、 検査依頼書枚数、種類別 受領検体数、総受領検体 数及び保存条件(常温、 冷蔵、冷凍等)ごとの受 領検体数 (3) 担当者名及び作成年月日 (4) その他 ①事故記録及び処理記録 ②検体に関して特に附記 する事項 ③その他必要な事項	
		3.	他者に検体の わせる場合 者が衛生模 要領を遵守 指導してい	は、当該他 全所指導 でするよう		
		4.	検査依頼書 報の保護に 取扱いがさ こと。	に配慮した		
3 – 3	検体の搬送標準作業書が適切に作成され、標準作業書 どおり業務が行われているか。	1.	検体搬送標 は以下の事 されている	耳項が記載	検体搬送標準作業書は、検体 搬送担当者の業務を画一化す ることによって、検体搬送時 における検体の変質等検査へ の影響が起きないようにする ものであること。	
			(1)	一般的な捌び注意事項		①検体が適切に搬送される ために必要な設定温度 ②震動、遮光等の条件 ③搬送担当者が注意すべき 事項
		(2)	搬送時間又件に特に配る検査項目配慮すべき	記慮を要す 日及び当該	特に配慮を必要とする検査項 目ごとの具体的な検体取扱方 法及び注意事項	
		(3)	保存条件こ搬送ボック いに関する	スの取扱	常温、冷蔵、冷凍等に区別された専用搬送ボックスへの検体の収納に当たっての注意事項及びボックスの適正な使用方法	
		(4)	衛生検査所	行等への搬	①保管方法	

番号	項目		摘	要	備	考
			時的に検	はおいて一 体を保管す 注意事項	等) ③保管時間	(設定温度、遮光 に関して特に配 検査項目とその
		(5)	検体搬送 記入要領	性作業日誌の		
		(6)	作成及び	改定年月日		
		2.	送の中途体の一時清分離を作成し、いて検付	作業は、当のがは、は所においては所にをには、はのでは、これでは、これでは、当のがは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、のでは、は、のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	(2) 種類別 機 (3) 保 が 保 が 保 が 保 が 保 が 保 が 保 が 機 入 保 が 機 入 出 当 の 故 し で (8) で (7) (8) で (8) で (8) で (8) で (9) で	ごとの検査依頼書 般送検体数及び総本数 中ごとの専用搬送 中ごとの専用搬送 中ごとのの送り 中でが 中でが 中でが 中でが 中で でが 中で でが 中で でが 中で でが 中で でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが
		3.	わせる場 者が衛生 要領を選	体の搬送を行合は、当該他 会は、当該他 E検査所指導 遵守するよう いること。	送業者 いこ 検査結算 搬送業 いない。 (3) 当該衛生 した検	果の報告は受領、 者名で報告して
3 – 4	検体の受付及び仕分標準作業書が適切に 作成され、標準作業書 どおり業務が行われ ているか。	1.	作業書に	及び仕分標準 には以下の事 はされている	は、衛生検査の受付及び他の、受付及び他の、受付体のごとに仕分に確認を励行しずるものなお、血清分	が仕分標準作業書 を所におけるのは と分けに当業単位 本数及び作体体数の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

番号	項	目		摘	要	備	考
			(1)	検体を受	を所において だけ付け、及び るときの確認 5事項	②検査項 ③検体の ④検体系 ⑤検体番 ⑥検体番 ⑦容器の)数、種類及び量 R取年月日 F号 E領年月日
			(2)		寸及び仕分作)記入要領		
			(3)	作成及び	《改定年月日		
			2.	日誌は村け及び付	で及び仕分作業 強体の受け付 対が適切に記 うこと。	(2) (3) (4) (5) (6) (3) なお(4) (5) (6) (2) (3) おおいかい (6) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	依頼書枚数、種類別 検体数 横体数 を頼書と受付検体の を結果の付検体の に結果の付検体の が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
3 - 5	作成され、	書が適切に 標準作業書 务が行われ	1.	は以下の	標準作業書にの事項が記載いること。	分分血件検よまて及具なをを分画結に、、注的、行行離一果す記作意に血	標準作業書は、血流 生業書は、血血 生業 では、 大き では できる いっち できる いっち できる いっち できる いっち できる いっち できる いっち できる ない できる ない できる ない できる ない できる ない できる ない しゃ できる ない にん い にん でん にん

番号	項目		摘	要	備	考
		(1)		雛作業前の検 滅器具の点検		
		(2)	血清分配 件	雛室の温度条		
		(3)		の回転数並び 分離を行う時 温度条件		
		(4)	に配慮	離に関して特 を要する検査 び当該配慮す		
		(5)	血清分配記入要領	離作業日誌の		
		(6)	記入要領	果報告台帳の 頁(血清分離の う衛生検査所	所以外の衛生 依頼情報・検	を行う衛生検査 検査所は、検査 査結果報告情報 記載されるもの
		(7)	作成及び	で改定年月日		
		2.	清分離	作業日誌は血 を行う担当者 こ記入してい	(1) 遠心作業 心作 遠に 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	区分(冷却遠心、 等)ごとの受付 区分ごとの遠心 室名、 関本 を で を を を を を を を を を を を を を を を を を
3 – 6	試薬 試薬の取扱いは適切	1.		田は用法に従な方法で行わること。		

番号	項目		摘	要		備	考
	に行われているか。	2.	て性確薬質の律がむは、試さ、「有保基在存を	製武に変にの普集のを表別のできまれた。とのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		かじめな知している。からない。からない。からない。からない。からない。からない。からない。からない	たっては、あられる を 本
		3.	ては、試験度といい、は、は、対象を必要にない。	の保管に当たっ 右欄の項目のう 葉ごと保つ機で 正に保かを 正に保が表が あ切なと。	事項 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	名 農 ロ ロ で 薬 進 共 カ 期 限	·構成しない試 ては製造番号) 日 (常温、冷蔵、
3 - 7	検査機器等の保守管理 標準作業書が適切に 作成され、標準作業書 どおり検査機器及び 情報処理装置の保守 管理が行われている か。	1.	作業書	器保守管理標準 には以下の事 載されている	は置検保よ起	検査機器 適正に使り 機器及び 管理を徹り で、検査	管理標準作業書 及び情報処理装 用するため、各 情報処理装置の 底させることに 結果への影響が こするものであ
	N ⁴ o	(1)	常時行検の方	うべき保守点 法	機器手順		本的な保守点検
		(2)	定期的関する	な保守点検に 計画	保守		守点検業者名、 日等を記載した
		(3)	った場	に故障が起こ 合の対応 (検体 いを含む。) に 事項	; ; 1	場合の機器 易な故障の 修理業者の	総器が故障した の確認方法、簡 の修理方法及び の連絡先等 を査していた検

番号	項		摘	要	備	考
					体について めた取扱方	で再検査を含 法
		(4)	検査機器保 業日誌の記 <i>プ</i>			
		(5)	作成及び改気	官年月日		
		2.	検査機器保守 日誌は機器 成し、機器の を行う担当 しているこ。	ごとに作)保守管理 者が記入	ト (2)確認に基づる事項 (3)定期的保 業内容及で (4)作業担当者	ごとの確認リス づき特に附記す デ点検の点検作 び点検業者名 首名、作業年月 点検開始時刻
3 – 8	検査・測定技術の化 化 標準作業書が選 作成され、標準化 どおり業務が行 ているか。	通切に 作業書	測定標準作業下の事項がていること。	記載され	定を行う担当者 画一化を図るこ 定者間の検査網 くすものである	惟のみを行う衛 いては、作成を
		(1)	検査室の温 度条件	度及び湿		
		(2)	検査室にお を受領する 扱いに関する	ときの取	を行う上で一連なるので、検査	ついては、検査 車の検査工程と 室工程ごとに具 確認事項が記載
		(3)	測定の実施ス	方法	されていること	
		(4)	検査用機械 作方法	器具の操		
		(5)	測定に当た 意事項	っての注	い事項で特に留	**
		(6)	基準値及び (形態学的 画像認識に	検査及び	設定に至った理 献名が記入され	里由及び参考文 1ていること。

番号	項目		摘	要	備	考
			の正常像及 準を含む。)	び判定基		
		(7)	異常値を示 の取扱方法 実施基準及 督医の役割	(再検査の な指導監	は、その検付の取扱方法及	道を示した場合に 本の保存の要否等 なび再検査の実施 られていること。
		(8)	測定にできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	等 等 な な 質 で は の が に の で は の の に の の に の の に に に に に に に に に に に に に		
		(9)	測定作業日要領	誌の記入		
		(10)	試薬管理台 要領	対帳の記入		
		(11)	温度・設備 の記入要領	備管理台帳		
		(12)	作成及び改	(定年月日		
		2.	検査工程ご 業日誌が作 査・測定をが が記入して	成され、検 行う担当者	及び再校 (2) 精度管理 び試料 認状況 (3) 関連検査 認状況	事項 削定を行う検体数 検査検体数 理に用いる物質及 による精度の確 でよる精度の確 で項目との相関確 の室温環境等に関
					ータを の記録 <i>及</i>	頁 とられない異常デ 示した検体番号 及びその対応 (再 しくは緊急報告
					(6) 作業担当 日並びん 始時刻及	台者名、作業年月 こ検査・測定の開 みび終了時刻 分離のみを行う衛

番 号	項	目		摘	要	備	考
			3.	査部門へ について 帳を作成	け取り及び検 への引き渡し ご試薬管理台 し、数量管理 いること。	生検査所におい 要しないこと。 血清分離のみを 所にあっては作 こと。	行う衛生検査
			4.		備管理台帳がていること。		要管べの 内と き 名度寺 が事要 理明防廃は者査る標管を装も 設あた、そと理きが 温の 特 、測及 理 事 るびの物具消務備作作う以で をて等切記れる項え 認 附 業時び 記 項 設換たの、毒を等業業検外あ 借、のに録るもとら リ 記 年刻終 録 備気め処検の行の書日査のる り契他保が設のしれ ス す 月、了 と設の理査たう検及誌機設こ 受約者守行

番号	項	目	摘	j	要	備	考
						と。	とを要さないこ を行う衛生検査 作成を要しない
3 — 9	検年 標準では 作成り が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	言が適切に 標準作業書 の保管、返	は.		作業書に 項が記載 こと。	乗における基 の作業を いて、 再を が、 ので、 再を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	管、では、こと体ででは、こと体ででは、では、こと体ででは、対しているのがででででは、対しているのがでは、対しているのがでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
			(1) 検体 び条	Sごとの保 :件	管期間及	ついては、検却等の頻度を設定され、管理をは、特別では、特別では、特別では、対している。また、緊急をは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	管期間の設定に 体の性質及び切に 強ま、冷蔵、れて が 温、記載 が きたに報 は たた は たた は たた は たった は きた に 数 は たった は たった は たった は たった は たった は たった は たった は たった は たった とった とった とった とった とった とった とった とった とった
				なごとの返 の基準	却及び廃	った際の確認 順並びに保管	返却の依頼があ 事項及び返却手 期間が満了した 項及び廃棄手順 いること。
				∝保管・返 !台帳の記	却・廃棄 入要領		
			(4)作成	及び改定	年月日		
			処	本保管・返 理台帳が いること。	却・廃棄 作成され	無が確認でき から受領した 却及び廃棄の 台帳である。	領した検体の有るよう、委託元 検体の保管、返 設録を整理した 記載すべき事項 下のものが考え 名称

番号	項		摘	要	備	考
					類 (3) 保管期限 (4) 検体の返 行った日 血清分離のみる	領日、数及び種 及び保管条件 却又は廃棄を を行う衛生検査 作成を要しない
3-10	委託元との確認	どの情報連携	果報告を書には.	質情報・検査結 情報標準作業 以下の事項が いていること。	頼及び検査結果 情報について、 要件及び確認 ることにより、 基づいて検査を うにするものな	とりする情性を とりする 大きにと を できた とう できた とう できた ない とう できた ない とう でん とう でん とう でん を でん
				録媒体及び交 関する事項		
				格及び内容確 に関する事項	情報に含まれる	は、患者情報、 査情報、依頼元 るデータの要件 まれているこ
			(3)情報の追 方法に関	加及び修正のする事項	仕様及び様式変	加、システムの 変更等の際の対 にしておくこ
				情報・検査結 帳の記入要領		
			入要領(報告台帳の記 血清分離のみ 生検査所を除		を行う衛生検査 雅標準作業書に のであること。
			(6)作成及び	改定年月日		
				賃情報・検査結 台帳が作成さ ること。	頼及び検査結果 情報の連携が近 いるかを検証	とりする検査依 果報告に関する 適切に行われて し、その結果を である。記載す

番号	項	目		摘	要	備	考
						のが考えられ (1) 委託元の (2) 検証日 (3) 検証結果 血清分離のみ	名称
$\begin{array}{ c c c } & 4 \\ & 4 - 1 \end{array}$	検査精度の する事項 検査精度の		1	形能学的	検査、画像認		
4-1	標準作業書作成され、 どおり精度 分に行われ	夢が適切に 標準作業書 €管理が十	1.	識による ン認識 いついて の	検査、パター こよる検査に つ研修が重点 つれているこ		
			2.	管理図る ど、諸種	ごとにX-R を作成するな の統計学的精 を実施してい		
			3.	過誤に	違えなど検査 関する事項を 保管している		
			4.	の開始に 機器及で	査・測定作業 当たっては、 が試薬に必要 を行っている		
			5.	及び試料質は、用	に用いる物質 科及び標準物 法に従い適切 で使用してい	使用する場合 安定性等が確	る管理血清等を には、正確性、 保された信頼性 使用されている
			6.	ド調査等	内部ブライン 等による内部 ステムを確立 っこと。		
			7.	外部精度けている	管理調査を受っこと。		

番号	項目	摘	要	備	考
		び大学) と定期的	衛生研究所及 病院等の機関 内にクロスチ を行うよう努		
		は以下の	標準作業書にの事項が記載いること。	方法等を画一(り、検査精度でのものであるこ 血清分離のみである。	者の精度管理の とすることによ を担保するため こと。 を行う衛生検査 作成を要しない
		及び物質	に用いる試料 の入手方法、 及び評価方法	製を要する場合 法等について見 び確認事項が記 こと。 内部精度管理に 管理に用いる	調製方法(調 合のみ)、保存方 具体的な手順及 記載されている で使用する精度 物質及なって り確になってい しいこと。
		(2)精度管理 価基準	の方法及び評	精度管理手順、 評価基準が記載 と。	留意事項及び 載されているこ
		(3)外部精度加計画	管理調査の参	いて参加し ② 都道府県、 日本医師会 日本臨床衛 一般社団法 査所協会等	ある項目につ ていること。 公益社団法人 、一般社団法人 生検査技師会、 人日本衛生検 が行う外部 に年1回以上
		(4)外部精度 価基準	管理調査の評		調査の評価に応 蜂の手順につい いること。
		(5)統計学的 の記入要領	精度管理台帳		
		(6)外部精度 入要領	管理台帳の記		

番号	項目	摘	要	備	考
		(7)作成及び改	定年月日		
		10. 統計学的料が作成さ と。	請度管理台帳 れているこ	手法を用いた 期的に行う内 査の結果等の 台帳である。	法等の統計学的 図表のほか、定 部ブラインド調 書類を整理した 血清分離のみを 所にあっては作 こと。
			情度管理台帳 用できる体 ていること。	部精度管理調 度管理の実施	などの資料や外 査の結果等、精 毎に関しては随 情報提供を行っ
		12. 外部精度で成されて		チェック等の 理した台帳で	調査及びクロス 結果の書類を整 ある。血清分離 生検査所にあっ しない。
4-2	微生物学的検査 適切な措置がとられ ているか。	て染色 1 回以_	検査 料等を用い 支術を含め月 上検査担当者 を評価してい	検査担当者の いては精度管 べきであるが 度管理責任者 は、作業工程	4-7 及び 4-8 の 技能の評価につ 理責任者が行う 、職員が多く精 ができない場合 ごとに選任され 当者が行ってい
		トごとい 等を用い (感受か 試薬等で	に又はロッ こ、管理試料 いて、培地等 生ディスク、 も含む。) の活 査されている		
			に染色液の 行われている		
4 - 3	免疫学的検査	1. 免疫血液 ² (1) 管理試	学検査 料等を用い		

番号	項目	摘 要	備	考
	適切な措置がとられているか。	て、月1回以上検査 担当者の技能が評価 されていること。		
		(2) 管理試料等を用いて、日々、免疫血液 て、日々、免疫血液 学検査の試薬の性能 が調べられていること。		
		(3) 適宜、関連検査項目 との相関チェックが 行われていること。		
		2. 免疫血清学検査 (1) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動免疫測定装置等の仕様に基づき適正に行われていること。		
		(2) 適宜、関連検査項目 との相関チェックが 行われていること。		
4 - 4	血液学的検査 適切な措置がとられ ているか。	1. 血球算定・血液細胞形態検査、血栓・止血関連検査 (1) 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。		
		(2) 管理試料等を用いて、日々、血液学的 検査の試薬の性能が 調べられていること。		
		(3) 適宜関連検査項目 との相関チェックが 行われていること。		
		(4) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動血球計数器や血液凝固検査装置等の仕様に基づき適		

番号	項	目	摘	要	備	考
番 号	病理学的検		2 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	た 気は見ずて 試々フー商工 敬検 票回支る の試色のがこ 依点こなてわ 変料1のい 料の口等正と 検査 本以能こ 目薬液れ適と 頼が直どいれ 検等回技る 等精サ仕行 、及 用検評。 的固がい行 書れ問確こむ を上がと を度イ様わ 免び い査価 に定適るわ にば合認とる 用検評。 用管トにれ 疫細 て担さ 応液切かれ 不、せが。 い査価 い理メ基て 組胞 、当れ じ及にのて 明委を行	備	考

番号	項目	摘	要		考
4 - 6	生化学的検査	1. 生化学検査、 検査	免疫化学		
	適切な措置がとられ ているか。	快査 (1) 管理試料 て、日々、 の確認が行 ること。	検査精度	検査精度の確認 査の特性を考慮 度管理標準作業 ていること。	意した上で、精
		(2) 適宜、関連 との相関チ 行われてい	エックが		
		(3) 管理試料 ⁴ た日々の ⁴ が、自動分 の仕様に基 に行われ ⁻ と。	情度管理 析装置等 づき適正		
		2. 血中薬物濃度 (1) 管理試料 ⁴ て、日々、 の確認が行 ること。	等を用い 検査精度		
		(2) 適宜、関連 との相関チ 行われてい	エックが		
		(3) 管理試料等 日々の精度 分析装置等 基づき適正 ていること	管理が、 の仕様に に行われ		
4 - 7	尿・糞便等一般検査 適切な措置がとられ ているか。	1. 尿・糞便等検 管理試料等を 日々、検査精 が行われている	用いて、 度の確認		
		2. 寄生虫検査 既知標本や学 いて月1回以 当者の技能を いること。	上検査担		
4-8	遺伝子関連・染色体検 査 適切な措置がとられ	1.病原体核酸検 胞遺伝子検査 胞系列遺伝子	E、生殖細	たしていく	・染色体検査に 的な水準を満 ため、管理組織 必要な手順の

番号	項	目	摘	要	備	考
番号	項 ているか。		(1) エンドン (2) (3) 既本以能こ 検日認と 外受以子の関連知を上がと 査々が。 部け外関業、携検用検評。 の、行 精、の連務衛し	体い査価 工検わ 度又1・を生て、又て担さ 程査れ 管は以染行検そ若は、当れ ご精て 理当上色う査れして別者で と度い 調該の体医所ぞく知1のい にのる 査施遺検療等れは標回技る 、確こ を設伝査機とが保	文1518年望医に子当いとりこな切っ検すに医れでにり文1518年間ま療病関たて、出とおりて査る係療に切、出化9認整し機理連っ切生し。、出は所とる機基り該しな等定備い関検検でり検を一生し医にき具関心出指が	どにより、ISO の検査施設の第 の取得に必要な に努めることが

番号		項	目		摘	要	備	考
					,_ • •	て相互に確 よう努めて 。		
5	る事標準作成とま	項 進作業書 され、標	託に関す が適切に 撃作が 委託 いるか。	1.	果の報告	とした検査結 書に最終委 称を記入し	は、外部委所が負うもって報告に発表が、は、外部を報告に表表には記号にはこれにいいます。	の正式名称を検査 記入できない場合 よる表示でも差し 、委託元が最終委 を理解できるよう
				2.	最終委託先 (1) ~ (7) ¢ 握している	の実態を把		は備 日容 請度管理の実施状況 請度管理の実施状況
							又は立入検	事が行う報告徴収 査時に提出が求め 、提示できるよう こと。
							は、名称、	検査機関について 所在地、及び連絡 して管理している しいこと。
				3.	–	選集作業書に 事項が記載 うこと。	情報及び検 に検査結果	を委託する際の、 体の送付方法並び の評価方法を明確 検査を適切に管理 あること。
				(1)	医療情報の)送付方法	記録媒体及	付する医療情報の びその送付方法に されていること。
				(2)	検体の送付	 方法		送付時間、授受管されていること。
				(3)		部委託を行 精度管理及 品の方法	計画及び外	部精度管理の実施 部精度管理調査の 記載されているこ

番号	項	目		摘	要	備	考
				記入要領	管理台帳の	と。	
				作成及びき委託検査管成されてい	管理台帳が作	委託する場合を行う衛生検測定を行う衛生を搬送する。 委託検体を管 帳である。 また、 委託先 及び外部精度	所に再度検査を (血清分離のみ・ (血清分離を を (血清分離を を (血清が、所等に (ま合きを (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は)
6	検査結果の する事項	報告に関					
6-1	検査結果の幸適切に報告か。		1.	て、報告書 た患者名、	書に照らし書に記載され検査項目等項を確認しよ。		
			2.		け速やかに報 システムを いること。		
			3.	値のの の の の の の し た 機 り に よ り に よ り り と に よ り に り と り と り と り と り と り と り と り と り と	を要するためで をである。 をである。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をな		
			4.	査・測定 <i>0</i> 苦情処理	服告には、検)責任者又は 担当者の氏 しているこ	検査担当者の	の報告書には、 署名又は押印が ことが望ましい
			5.	は「検査	限告書の写し 結果報告台 (保管してい	を整理し、必	検査結果の写し 要に応じ簡単に うに作成された

番号	項目		摘	要	備	考
			ること。		台帳であること。	
6 - 2	問合せ・苦情処理 標準作業書が適切に 作成され、標準作業書 どおり適切に対応し ているか。	1.		で機関等に対 報告してい	因等についていること。 (2) 報告書には	出向いて、原 て説明をし が望ましい。
		2.		原準作業書に 事項が記載 ること。	委託元等から受いて、その処理(を明確化するもと。	本制及び手順
		(1))体制(指導)役割を含	C 0	
		(2)	苦情処理0)手順		
		(3)	委託元及報告に関す	び行政への ける事項	委託元及び行政、 準及びその手順だいること。	
		(4)	苦情処理 要領	台帳の記入		
		(5)	作成及び改	文定年月日		
		3.	苦情処理台保管してい	は帳を作成しいること。	問合せ又は苦情でて原因究明及び記載し、整理されて記載すべき事項であるが考えば(1)苦情受付日(2)苦情内容(3)原因究明及び(4)処理日(5)改善結果	改善措置を記 ていること。 としては、以 られること。
7 $7-1$	その他 各種書類の作成 各種の書類を適正に 作成しているか。	1.	度管理に	台帳及び精 関する書類 以上保存さ こと。	業者等が行 存等におけ の技術の利 法律等の施	利用した保存 は、「民間事 う情報の 月間に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

番	号	項	Ħ	摘	要	備	考
н				2.3.4.4.4.5.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.6.4.7.4.	作型ので 作型ので 作型ので 作業者場の 業明と 書が所と はすに。 なか はすに。 なか はすに。 なか はすに。 なか はすに。 なか はすい ない ない はない ない ない はない ない ない はない はない ない ない ない ない ない ない。 ない ない ない。 ない ない。 ない ない。 ない。	日号号生食通に確① ② ③ まててとる 各生付・・労品知、保記過書同措都がにの状保復た保は契こ 作検け薬保働局)次し載失きを置道あ応出態存元、存、約と 業査医食策医・路①い事』※ (2)に関げて関前子すら等が 目所政食策	女発育医・皆つい項にと此 県たて等で間によるかで望 たの理発第 0331020 第 0331020 第 0331020 長局るのと故偽去る 事合易読こに態をとめ意い 台業合 を上と事。意入及た の等に可とお 利に委しこ 帳内するのと です。 は、混の 求要票な る しい元い。 衛にこ

番号	項	IIII	摘	要		備	考
7-2	職員の健康管体制が確立り、かつ、実いるか。	されてお	定期健康診断いること。	所を実施して の		れているこ 健康診断の 異常が発 に対して	ごとに作成さ こと。)結果において 見された職員 は必要な措置 こいること。
7 – 3	広告の内容にあるか。	は適切で	登録を受けたて適切に広告と。		(1)	規表査で榜衛いさなう第1中容的と養御の具す生得れる検るで、生産を持るで、生産を持るで、生産を持ちば、生産を持ちば、生産を持ちば、生産を持ちば、生産を持ちば、	を別検っ標該行示 行てこ を別検っ標該行示 行てこ
					(2)	外の業務 所では行 ない業務	た検査業務以 及び衛生検査 うことができ (検診、生理学 を広告してい
7 – 4	衛生検査技! に関する事項		平成 17 年のはこれに伴うより衛生検査を得ている者 従前と変わる	経過措置に 経技師の免許 の取扱いは、			

指導監督基準

番号	項目	J -	 	備考
	構造設備に関する基		」	VHI ⁷⁻⁷
1-1	準使用室 放射線障害防止のための適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。		主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	使用室においては、準備室を設ける必要がないこと。 主要構造部等とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を使用室を区画する壁及び柱をいう。(以下同じ。) 耐火構造とは、同条第7号に規定する耐火構造をいう。(以下は規定する耐火構造をいう。(以下は規定する不燃材料をいう。(以下同じ。)
			使用室内の人が常に立 ち入る場所において 人が被ばくするおそ れのある実行線量が、 一週間につき1ミア シーベルト以下であること。 人が常時出入する出入 口は、1箇所であること。	衛生検査所においては、検体 検査しか行うことができない こと、放射線防護の対象は、 検査従事者等であることを踏 まえ、衛生検査所における放 射線障害の防止のために必要 な措置がとられていること。
		4.	を。 使用室である旨を示す 標識が付されている こと。	
		5.	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものであること。	
		6.	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、平滑で	

番号	項	目	摘	要	備	考
			浸透し 腐食し	気体又は液体が にくく、かつ、 にくい材料で られているこ		
			同位元 の検査 線測定 元素に 去に必 洗浄設	の付近に放射性 大きなかりでは、一般を 大きながりできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きなないできる。 大きないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たらないできる。 たっと、 たらないできる。 たっと、 たらないできる。 たっと、 たっと、 たっと、 たっと、 たっと、 たっと たっと たっと。 たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと たっと		
				備は排水設備に れていること。		
			て汚染 広が 等 られ ま その装	同位元素によった。 された空気の を防止するフ をの装置が設けいる場合には、 置は、排気設備 されているこ		
1-2	貯蔵施設 放射線障害队		と区画	、貯蔵箱等外部 「された構造と いること。		
	が設けられ、	のの適正な施設・設備 が設けられ、かつ、管 2 せされているか。	立ち入 て人が それの が、1:	設内の人が常時 る場所におい 被ばくするお ある実行線量 週間につき1ミ ベルト以下で と。		
		3		造部等を耐火構 、その開口部に 定防火設備に該 防火戸を設け		
				等は、耐火性の なっているこ		

番号	項	目	摘	要	備	考														
			口は、 と。 6. 扉、ふ る部分 他の閉	時出入する出入 1箇所であるこ た等外部に通ず には、かぎその 鎖のための設																
						れてい 7. 貯蔵施	:器具が設けらること。 設である旨を示 iが付されてい。													
			設には、貯蔵容 iえられている																	
			放射性 る汚染 止する	、吸収材その他 目位元素によ の広がりを防 ための設備又 が設けられて と。																
1-3	一3 貯蔵容器・運搬容器 放射線防止のため適切な容器を使用しているか。	放射線防止のため適		放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	放射線防止のため適	は以下	器及び運搬容器 に適合するも ること。		
				を汚染 ある検 性同位 容器は	外における空気 するおそれの 体検査用放射 元素を入れる 、気密な構造と いること。															
			射性同 る容器 い構造 液体が	の検体検査用放 は、こぼれにく であり、かつ、 ご浸透しにくい あること。																
			である が付さ する検	器又は運搬容器 旨を示す標識 れ、かつ、貯蔵 体検査用放射 元素の種類及																

番 -	号	項	IIII		摘	要		備	考
					って表わ	ル単位をも した数量が こいること。			
1 -	4	廃棄施設 放射線障害 めの適正なが が設けられ、 理されている	施設・設備 かつ、管	1.	立ち入る て人が被 それのあ が、1週間	の人が常時場所においばくする実効線量でつき1ででいる。			
				2.	射性同位 射性同位 て汚染さ 棄する施 は、次に定	体検査用放 元素による 元素にをった 設めると る と と と と と と と と と と と と と と と と と	処理が開放を	型槽その他 対射性同位 立元素にしよい 計でによい が一次でででである。 対策にない 対策でのできる。 対策である。 がしま。 対策である。 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 と、 が、 と、 が、 と、 が、 と、 が、 と、 が、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	度限度 しくは排水中又
				(1)	中の限又設性監衛お性所の濃度はけ同視生け同定します。	お性所と監水素と所水素度力なけ同定す視中のにの中の限をとる位のる設の濃よ境の濃度有と排元濃能備放度り界放度以す液素度力を射を、に射を下る	ア	の間次放(告げ同つあ1位排度放にに射別示るじ、っ欄元液に射の消性表第も。1てに素中つ性いげに第1の)種は抄のすい	若同てる司法6をが類、引種はててな司法6を明で別が関係では大きな明で別が関係では大きな、一年での農位(号い明で別が関係が関係であた。本表別のからあまなに水3中空の農のと表以で場の射が、類、掲、かに第同、濃排度中月が、類、掲、かに第同、濃排度中月が、類、掲、かに第同、濃排度
				(2)	造とし、 が にくく、 か	れにくい構 達液が浸透し いつ、腐食し 料を用いる		について げる濃度 放射性同 明らかで 若しくに	には第4欄に掲
				(3)	を採取す きる構造 における 元素の濃 きる構造と	曹 ^{そう} は、排液 るこは排とを な射性関が がで中 で、 はを がいが がいが がいが がいが がいが でいま は でいま は とが は でいま は でいま は でいま は でいま に でいま に でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま		それぞれ 放射性局 場合にあ の放射性 度のたえ 同位元素	は 1 2 種類素 2 種類素 では では では では でで でで でで でで でで でで

番号	項	目	摘	要		備	考
)	埃	(4)	るい 排のきはに入たれ 排槽あ置こ 処口構くがなのい 様に旨でに旨	が設けた。 理構 ^{そう} のたの、 とするかのに とするのに とって とかようが とがよが とがよが とがよが とがよが とがよが とがよが とがよが と		和れの放明っ欄排のくぞはしてで類の放明射別い別げ区はて空がら濃射らて又液濃はれ排くいあにう射ら性表な表る分排は気アの度性かはは中度空当水はなる係ち性か同第い第放に水第中で、質者で気調ででは、同で代言場に見	と牧 位で別名音又気変中でいなり、最近、立口号の付に中欄で別名は、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
		3.	て汚染る 廃棄する ては、次 ろに適合	位元素によっされた空気を る施設にあるとに定めるとこ 合する排気設 けられている	浄化放射	と装置、排 対性同位元 いた空気を	、排風機、排気 気管、排気口等 素によって汚染 排気し又は浄化 備をいう。
		(1)	中の限又設性監衛外の濃度はけ同視生の付金を	に対を下気非元な気気をいた性所と監気素と所中のにのので濃いのででのの濃ま境を変えません。これのの濃まに境放度が悪いので濃にが変い。これのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	1 -	Eの濃度限-4の2の	B度 (1)の①と同じ。

番号	項	目		摘	要	備	考
					限度以下と を有するも .と。		
			(2)	所におけん 放射性同位 度を、所定	立ち入る場る空気中の造元素の濃度の濃度を含まること。	度限度は 平均濃度 ① 放射 明ら	農度限度)放射性同位元素の濃 は、1週間についての 度が次に掲げる濃度 性同位元素の種類が かで、かつ、1種類 る場合にあっては、
			(3)	造とし、腐	れにくい構 食しにくい ハられてい	別表 る に 濃度	第1の第1欄に掲げ 射性同位元素の種類 じて第2欄に掲げる
			(4)	おいて、放素によった空気のが速に防止ない	じた場合に 射性同位元 て汚りを お な するこ と で と が と と ら と と ら き と ら き と ら き と ら き ら き ら ら ら ら	明に位て位のてのない。	性同位元素の種類がかで、かつ、空気を関いたの放射性同なる場合にあります。それらの放射性同位元素についまり、対対に対している。
			(5)	管及び排気 気設備でる	装置、排気 (口には、排 める旨を示 けされてい	その放明て掲に明のれ濃射ら、げ含ら種	和が1となるはうなまるに一次をは同位元素の種類がった。 大き で の で の で の で の で の で の で の で ま で の で の
						④ 財 財 表 い 第 射 ら 性 第 場 2 性	性同位元素の種類が かで、かつ、当該放 同位元素の種類が別 1に掲げられていな 合にあっては、別表 の第1欄に掲げる放 同位元素の区分に応 それぞれ第2欄に掲 濃度
			4	位元素又に位元素に	用放射性同 は放射性同 よって汚染 を廃棄する		

番号	項	目		摘	要	備	考
				2及び3に 設以外の施 ては、次に気 ろに適合す 棄設備が設 いること。	設にあっ ごめるとこ る保管廃		
			(1)	外部と区画 造となってい			
			(2)	保管廃棄部 ふた等外部 部分には、た 閉鎖のため は器具が設 いること。	に通ずる いぎその他 の設備又		
			(3)	保管廃棄記1ー3の大性の名の大性の名をの表でのののののののののののののののののののののののののののののののののの	に 構造 で で で に で に で に に に に に に に に に に に に に		
			(4)	保管廃棄部 旨を示す標 れているこ	識が付さ		
			5.	1(1有排と合所るにルを設つ承お(1は合しーにす気がにの実つト排備き認い)適にく4規る設著お境効き以水が厚をて又用おはの定排備しい界線1下設有生受ははしい排2す水をくての量ミと備す労け、1(なて水	る設設困衛外をリす又る働た一1)。排能備け難生に1シるはこ大場4のこ水力又るな検お年一能排と臣合の規の口をはこ場査け間べ力気にのに2定場若	ける場合によった。 る場合によれのない。 5の承認のでは を受けると ない。 5のは ない。 5のは ない。 5のは ない。 5のは ない。 6 ない。 6 はい。 6 ない。 6 はい。 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 。 6 は は 6 は は 6 は 6 は 6 は は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は ら 6 は も 6 は ら 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は も は も も も も も も も も も も も も も	上排気の横ででは、

番号	項	目	摘	要	備	考
			非元を若備て位度よ界線1状素監しの排元をりの量ミのようをリの量ミルのようといいます。 かんしょう	居の女、はよりでは生お年でくる。 所放量又排場の数す検お年でく に射及は気所放量る査け間べて お性び排監に射及こ所るにルは い同濃気視お性びとの実つトな て位度口設い同濃に境効き以ら		
$ \begin{array}{c} 2 \\ 2 - 1 \end{array} $	管理者 資格を満たな者である	とした適切	務(検査絡 検査	る者であっ 査技師である	場合 (1) おり (2) は (1) は (条第9号の規定 壬された医師が こおいて定める 施を確保するた 指示に従わなけ
			て、厚生ス	áする者以外 査技師であっ 大臣の指定す ☆終了した者	月29日まで トープ協会に 第1種放射線 状を有する者 理業務を行っ	月 25 日~同年 5 (社) 日本アイソ

番号	랑	項	II	摘	要	備	考
						る場合には、 の資格を有っ ことを証する	末検査技師であ その者が管理者 するものである き書面を登録の たって添付して
2 - 2	2	注意事項の挑 適切な場所 事項を掲示 か。	に必要な	施設の目に ² 所に、放射線	施設及び廃棄 つきやすい場 障害の防止に 事項を掲示し		
2 – 3	3	施設・器具 各業務を適 等で行ってい		げる室若し、 いて行い、又	務を、次に掲 くは施設にお は次に掲げる て行っている		
				(1)検体検 位元素の	查用放射性同 D使用 使用室		
				(2)検体検: 位元素の	查用放射性同)貯蔵 貯蔵施設		
				(3)検体検 位元素の	查用放射性同)運搬 運搬容器		
				位元素》 位元素/	査用放射性同 又は放射性同 こよって汚染 かの廃棄 廃棄施設		
2 - 4	4	管理区域 適切な措置 ているか。	がとられ	は、での性はよの元線を関する。最初のははよの元線ではよの元線ではよの元線では、	を所で、 を を で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	(1) 外部放射 ては、実につき 1. ト (2) 空気中の の濃度についての についまでは についまで にのい にのいまで にのいまで にのいまで にのいまで にのいまで にのいまで にのいまで にのい にのと にっと にっと に と に と に と に と に と に と に と に	濃度 線度 線の 線の 最近 線の 最近 の まり が の の の の の の の の の の の の の

番号		項	Ħ	摘	要		備	考
				し、i を示	所を管理区 当該区域にそ すにそ ること。	その旨	射いの分(1) かくつ素が(1) る同定の効性で6の) らす、をあい割位す和線ではに1 及ずる空吸るに合元るが量があるが最近がある。	放つ3 10 か素第 16 度 を表案第 16 度 のの放射が射す実線中のでする気度 ににいり同お線に放りのする気度 ににいり同お線に放りるうの が表するが表する効量がある気度 があれが対する対量がある気度 があるがあるがあるがあるがあるがである。 でのでするのでするのでするのです。 でのでするのでするのでするのである。 でのでするのでするのです。 でのでするのでするのです。 でのでするのでである。 でのでするのでである。 でのでするのでは、これのでは、している。 では、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
				者はに入	検ででいいで がらを講 の区りよて	域内に立		
2-5			の防護 いて適切な : られてい	棄適けこ内及の 施当るとのび境 のび境界	貯蔵を 関はや 関はや での での での での での での での での での での	辺をず査区敷量の対域地が	所定の線量/ 実効線量が マイクロシ	3月間につき 250
2-6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、防止	音等の被ば 置がとられ	掲及掲と被の価な (1)しゃ (1)しゃ)か置い 措 が置 が 置 を で は は は は は は は は は は は は は	れでる等所びて 他かにとが定等い の	用放射性 い、管理 る業務に (2)実行線量 ①平成1 5年ごと 間に ルト ②4月1	T者とは、検体検査 生同位元素の取扱 又はこれに付随す ご従事する者 登限度 3年4月1日以後 とに区分したと 100ミリシーベ 1日を始期とする 1つき50ミリシー

番	号	項	目	摘	要	備	考
伸	75	以	П	ことに しゃへい (2) 検体検 位元素 に適当 ること。 (3) 人体が	より放射線のいを行うこと。 査用放射性同 と人体を設け を関な を関係を はな が射線に では が射線に では が射線に がする がする がする がする がする がする がする がする	べ③が妊衛面規いか10始き④いすに者時き1 た止る事妊診る査し急うル女な娠生で定て、月期5妊てるよがか、ミ だす作者娠断意所出検。ト子いす検申すは41とミ娠はほり妊ら内リ しる業等すさ思のた査に(とる査しる、月日すリ中、か衛娠出部シ 、たに(なるれが管者従係妊診意所出者②1万るシで①、生の産被一 放め従手可たな理に言え	振りたをに日なるである本検事まで を対しているでは、ないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
						は る は 後 間 ル と り で で で し に ト す シ 事 の ま に と り に を は を に と り に を に を も に を も に も に も も に も に も に に も に に に に に に に に に に に に に	晶体について 年4月1日 年2月1日 100ミリシー 4月1日を 年間に 年間に 繁急検 に 係る は に な り り り り り り り り り り り り り り り り り り

番号	項目	摘 要	備考
H 77	TA II	JIPI X	を を を を を を を を を を を を を を
		(4)使用室、貯蔵施設又 は廃棄施設において 検査従事者等が呼吸 する空気に含まれる 放射性同位元素の濃 度が所定の濃度限度 を超えないようにす ること。	所定の濃度限度 1-4の3(2)の備考欄と同 じ
		(5)使用室、貯蔵施設又 は廃棄施設内の人が 触れるものの放射性 同位元素の表面密度 が所定の表面密度限 度を超えないように すること。	所定の表面密度限度 ① アルファ線を放出する放射性同位元素 4ベクレル/cm² ② アルファ線を放出しない放射性同位元素 40ベクレル/cm²
		(6)放射性同位元素を経 口摂取するおそれの ある場所での飲食又 は喫煙を禁止するこ と。	
2 - 7	取扱者の遵守事項 汚染された物は適切 に取り扱われている か。	衛生検査所の管理者は、検 体検査用放射性同位元素 又は放射性同位元素によ って汚染された物を取り 扱う者に次に掲げる事項	汚染の除去は、使用室内の汚染を除去するために設けられた場所又は専用の洗濯場において行われていること。

番号	項	目	摘	要	備	考
			用している これらを着 りにこれら			
			元素の密度 面密度限度 るものは、 用室又は廃		所定の表面(2 - 6 (5)の	密度限度)備考欄と同じ
			の表面の放 素の密度が 密度限度の 超えている	た物で、そ 射性同位元 所定の表面 10分の1を ものは、み !区域から持	所定の表面(2 - 6 (5)の	密度限度)備考欄と同じ
2-8	測定と記録適切に行か。	みれている	つるをて期設備設排場同のてす水合い前開は間備の備気所位状はるしはてに始1ごの排の監に元況排都、、	である回たをこれてる設けに測し、連ばしびのるを及後超1ロ、排場備るよ定又続気で放発場開びにえ回排水所の放るにはしす))射生所始検あな排気監及あ射汚あ排てる放性す所始検あな非気監及あ射汚あ排でる放性るにす査っい水設視びる性染っ気排場射同	性能 測定箇所 測定条件 測定結果 測定実施 	時 に の種類、型式及び 所 は 退者の氏名 果に基づいて実施

番号	項目	摘 要	備考
		位元素による汚染の 状況を測定し、その結 果に関する記録を5 年間保存しなければ ならない。	
		(1)放射線の量の測定は、 1センチメートル線量 当量率又は1センチメートル線量当量についること。 70マイクロメートル 量当量率が1センチメートルチメートル 量当を超えるおそれのある場所においては、70 マイクロメートル線量 当場ではいている。	掲げる場所について行うこ と。 放射線の量 イ 使用室 ロ 貯蔵施設
		(2)放射線の量及び放射線の量とは、び方には、の間位のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででででででででででででででででで	放射性同位元素による汚染の状況 イ 使用室 ロ 排水設備の排水口 ハ 排気設備の排気口 ニ 排水監視設備のある 場所 ホ 排気監視設備のある 場所 へ 管理区域の境界
		2. 衛生検査所の管理者 は、帳簿を備え、検査用放射性同及び 大手、使用及び同ながに放射性ででは、 、放射性ではないでではない。 を1年ごとに閉鎖を を1年ごとに閉鎖を は、 、関後5年間保 なければならない。	記載すべき事項 ① 入手、使用又は廃棄の年月日 ② 入手、使用又は廃棄に係る検体を検査用放射性同位元素にが大きでである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。

番号	項	目	摘	要	備	考
2-9	検体検査用 位元素を備ったときの記 適切な措置 いるか。	fえなくな 措置	衛生検査所の の衛生検査所 用放射性同位 なくなったと 内に、次に掲 じていること	所に検体検査 立元素を備え きは、30 日以 げる措置を講		
			(1)放射性同f 汚染を除去	立元素による 云すること。		
				立元素によっ れた物を譲渡 逐棄すること。	元素等による	は、「放射性同位 放射線障害の防 律」による許可 業者に限る。
2-10	事故発生時事故発生時対応ときるといるといるは、講じている。	時に適切に か体制をと 、発生を防 の が措置を	のそかとがその保署ではある。日本ののでは、これでののでは、これでののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	、大盗故等さる衛を警開とのの紛よしそち査す消関ににの紛よし、れに所る防に放努	は発生するお に対応できる ていること。 なお、女子を	発生した場合又 それが確保され 、放射線障害を の緊急を要する せないこと。
2-11	届出法的な手続	きが適正	等に対し の発生を めに必要 訓練を行 と。 1.毎年12月	業務の従事者 、放射線障害 た防止するた でな教育及び 行っているこ	届出事項 (1)衛生検査所	折の名称及び所
	に行われて	いるか。	性同位元素 け出ている 2. 次の事項		用放射性同	定する検体検査 同位元素の種類、 ベクレル単位を した数量

番号	項	目	摘	要	備	考
一番 万	以	Ħ	け出ている (1)ベクレル 表した検 性同位元: の最大貯蔵 日の最大		70用	与
			元素の使 設、運搬容 設の放射	用放射性同位 用室、貯蔵施 系器及び廃棄施 線障害の防止 構造設備及び の概要		
			用放射性 えなくなっ	至所に検体検査 同位元素を備った場合は、次 け出ているこ		
			け出ている (2)30 日以内	Nにその旨を届 ること。 Nにその後の措 を届け出てい		
2-12	健康診断 適切に実施 か。	こしている	1. 検査従事 当該業務 及びその	写者等に対して に従事する前 後に定期的に 康診断を行っ た。	号	当労働省令第 41 音防止規則第 と
				の有無の調査 6月以内に1回	は、作業の場所 間、放射線障害	する者について 所、内容及び期 害の有無その他 波ばくに関する
			率の検査	、白血球百分		
				、血色素量、 リット値の検		

番号	項	I	摘	要	備	考
			査	6月以内に1回		
			(4)白内障に 査	こ関する眼の検		
			:	3月以内に1回		
			(5)皮膚の検	査 3月以内に1回		
			(4)及び(5 医師が必	白血球百分率、 5)については、 要でないと認 は省略するこ る。		
			を個人ご	断の結果の記録 とに作成し、こ 間保存してい		
			果報告書	対線健康診断結 を管轄する労 督署長に提出 こと。		
			線おがるがが害く所くのにりあ障あい、な又時変よ者、がと場いま業のの	断の結果、関係を関係を関係を関係を関係を関係をはないのでは、ののでは、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		

衛生検査所立入検査結果表

地方公共団体名

年 月 日調査

			7
名 称		登録番号	号
開設者名		所 在 地	Ŧ
立入検査人員▼ (うち精度管理専門委 員数)	人 人	持込既知検 体 ・既 知 標 本	

項目番 号	項目	適否	未調 査	非該 当	不適合事項及び指示 内容
1	管理組織の基準に関する事項				
1 - 1	管理者	適:否			
1 - 2	指導監督医	適:否			
1 - 3	精度管理責任者	適:否			
1 - 4	遺伝子関連・染色体検査の	適:否			
	責任者				
1 - 5	職員	適:否			
1 - 6	職員の研修等	適:否			
1 - 7	組織運営規程	適:否			
1 - 8	情報セキュリティとリスク 管理	適:否			
1 - 9	管理	適:否			
1 - 10	登録・届出				
2	構造設備の基準に関する事項				
2 - 1	検査用機械器具	適:否			
2 - 2	検査室	適:否			
2 - 3	防じん及び防虫設備	適:否			
2 - 4	廃水及び廃棄物処理設備	適:否			
2 - 5	消毒設備	適:否			
3	検査業務に関する事項				
3 - 1	検査案内書	適:否			
3 - 2	検体の受領	適:否			
3 - 3	検体の搬送	適:否			
3 - 4	検体の受付及び仕分	適:否			
3 - 5	血清分離	適:否			
3 - 6	試薬	適:否			
3 - 7	検査機器等の保守管理	適:否			
3 - 8	検査・測定技術の標準化	適:否			
3 - 9	検体の保管、返却、廃棄	適:否			
3 - 10	委託元との情報連携の確認	適:否			
4	検査精度の向上に関する事項				
4 - 1	検査精度の向上	適:否			
4 - 2	微生物学的検査	適:否			
4 - 3	免疫学的検査	適:否			
4 - 4	血液学的検査	適:否			
4 - 5	病理学的検査	適:否			
4 - 6	生化学的検査	適:否			
4 - 7	尿・糞便等一般検査	適:否			

4 - 8	遺伝子関連・染色体検査			
5	検査外部委託に関する事項			
	検査外部委託	適:否		
6	検査結果の報告に関する事項			
6 - 1	検査結果の報告	適:否		
6 - 2	問合わせ・苦情処理	適:否		
7	その他			
7 - 1	各種書類の作成	適:否		
7 - 2	職員の健康管理	適:否		
7 - 3	広告	適:否		

- (注) 1. 「適:否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。

衛生検査所立入検査結果表(RIを備える検査所)

地方公共団体名

年 月 日調査

名称		登録番号	号
開設者名		所 在	〒
		地	
立入検査人員▼		持込既知検	
(うち精度管理専門	人	体	
委員数)	(人)	・既 知 標	
		本	

項目番号	項目	適否	未調 査	非該 当	不適合事項及び指示 内容
1	構造設備に関する基準				- 1
1 - 1	使用室	適:否			
1 - 2	貯蔵施設	適:否			
1 - 3	貯蔵容器・運搬容器	適:否			
1 - 4	廃棄施設	適:否			
2	管理に関する基準				
2 - 1	管理者	適:否			
2 - 2	注意事項の掲示	適:否			
2 - 3	施設・器具	適:否			
2 - 4	管理区域	適:否			
2 - 5	敷地の境界の防護	適:否			
2 - 6	検査従事者等の被ばくの防 止				
2 - 7	取扱者の遵守事項	適:否			
2 - 8	測定と記録の保存	適:否			
2 - 9	検体検査用放射性同位元素	適:否			
	を備えなくなったときの 措置				
2 - 10	事故発生時の対応	適:否			
$2 - 1 \ 1$	届出	適:否			
$2 - 1 \ 2$	健康診断	適:否			

- (注) 1. 「適:否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。

(参考)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令(厚生労働省令第93号)附則第3条が適用される場合には、以下の改正前の臨床検査技師等に関する法律施行規則別表第1、別表第2及び別表第4が適用されること。

別表第1(第12条関係)

<u> </u>		S CHIEF
微生物学的検査	細菌培養同定検査薬剤感受性検査	一 ふ卵器二 顕微鏡三 高圧蒸気滅菌器
	病原体遺伝子検査	遺伝子増幅装置遺伝子増幅産物検出装置高速冷却遠心器四 安全キャビネット
血清学的検査	血清学検査	一 恒温水槽二 水平振盪器
	免疫学検査	自動免疫測定装置又はマイクロプレート用ウォ ッシャー及びマイクロプレート用リーダー
血液学的検査	血球算定検査 血液像検査	一 自動血球計数器 二 顕微鏡
	出血·凝固検査	自動凝固検査装置
	細胞性免疫検査	フローサイトメーター
	染色体検査	CO₂ インキュベータークリーンベンチ写真撮影装置又は画像解析装置
	生殖細胞系列遺伝子 検査 体細胞遺伝子検査 (血液細胞による場 合)	一 遺伝子増幅装置二 遺伝子増幅産物検出装置三 高速冷却遠心器四 安全キャビネット
病理学的検査	病理組織検査 免疫組織化学検査	一 顕微鏡二 ミクロトーム三 パラフィン溶融器四 パラフィン伸展器五 染色に使用する器具又は装置
	細胞検査	顕微鏡
	分子病理学的検査	蛍光顕微鏡
	体細胞遺伝子検査 (血液細胞によらな い場合)	一 遺伝子増幅装置二 遺伝子増幅産物検出装置三 高速冷却遠心器四 安全キャビネット
寄生虫学的検査	寄生虫学的検査	顕微鏡

生化学的検査	生化学検査	一 天びん二 純水製造器三 自動分析装置又は分光光度計
	尿·糞便等一般検査	顕微鏡

備考

- 一 検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。
- 二 二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあっては、検査用機械器具を兼用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

別表第2(第12条関係)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生生学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	. 二十平方メー トル
二 前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所	三十平方メー トル
三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所	四十平方メートル
四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所	五十平方メー トル

別表第4(第12条関係)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的 査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所)検 一人
二 前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所(次号に該当する生検査所を除く。)	衛 二人
三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所	査 三人

衛生検査所組織運営規程準則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、臨床検査技師等に関する法律の趣旨にのっとり、当衛生検査所のよるべき組織及び運営の基準について定め、もって検査の適正を確保することを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 当衛生検査所は、常に臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条に定める衛生検査所の登録基準以上の状態に維持されなければならない。

(検査技術の維持向上)

- 第3条 当衛生検査所は、検査技術の維持向上に必要な措置を積極的に講ずるよう努める。 (公共に対する協力義務)
- 第4条 当衛生検査所は、公共に対する責務を自覚し、国又は都道府県の医療、公衆衛生の行政に積極的に協力するほか、その行政指導を遵守する。

第2章 組織及び職務

(管理者)

- 第5条 当衛生検査所は、管理者として、衛生検査に関し相当の経験を有する医師を置く。 (注1)
- 2 管理者は、検査業務に従事する者の業務分担を明らかにし、当衛生検査所の行う検査 業務(検体の受領、搬送等の業務を含む。以下同じ。)の実施を統括する。
- 3 管理者は、精度管理責任者から精度管理の実施状況等について報告を受けるとともに、 開設者に対して、随時、精度管理の充実を図るために必要な措置等について助言を行う。
- 4 管理者は、前項の職務を円滑に遂行するために必要な権限が附与されなければならない。

(精度管理責任者)

- 第6条 当衛生検査所は、精度管理に関する責任者として、検査業務に関し相当の経験を 有し、かつ、精度管理に関して相当の知識及び経験を有する医師を置く。(注2)
- 2 精度管理責任者は、専ら精度管理の業務に携わる者とする。
- 3 精度管理責任者は各検査の作業工程ごとに精度管理についての担当者が指定され、組織上明示されていること及び同担当者等の統括、指導等を通じて、精度管理が日々組織的かつ効果的に行われていることを確保する。
- 4 精度管理責任者は、精度管理の実施状況を把握するとともに、精度管理の充実を図る ために必要な措置等について管理者に報告を行う。

(遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者)

- 第6条の2 当衛生検査所は、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、 遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師を置く。(注3)
- 2 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に関する業務(精度管理責任者の携わる精度管理の業務を除く。)に携わる者とする。
- 3 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は遺伝子関連・染色体検査の作業 工程ごとの担当者等の統括、指導等を通じて、遺伝子関連・染色体検査が日々組織的か つ効果的に行われていることを確保する。
- 4 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、遺伝子関連・染色体検査の実施状況を把握するとともに、検査結果等について必要な確認を行う。
- 5 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は遺伝子関連・染色体検査の遺伝 子関連・染色体検査の作業工程ごとの担当者等に継続的な教育研修及び技能評価を受け させるよう努めなければならない。

第3章 業務

(検査業務の内容)

第7条 当衛生検査所の行う検査業務の内容は、〇〇検査、〇〇検査、〇〇検査及び〇〇 検査とする。

(検査業務の実施) (注4)

- 第8条 当衛生検査所は、検査案内書を作成するとともに、作業工程ごとに定めた次の標準作業書に基づいて検査業務を行う。
 - 一 検体受領標準作業書
 - 二 検体搬送標準作業書
 - 三 検体受付及び仕分標準作業書
 - 四 血清分離標準作業書
 - 五 外部委託標準作業書
 - 六 検査機器保守管理標準作業書
 - 七 測定標準作業書
 - 八 精度管理標準作業書
 - 九 検体処理標準作業書
 - 十 檢查依賴情報·檢查結果報告情報標準作業書
 - 十一 苦情処理標準作業書
 - 十二 教育研修·技能評価標準作業書
- 2 当衛生検査所は、日々の業務内容を記録するため、次の作業日誌を作成する。
 - 一 検体受領作業日誌
 - 二 検体搬送作業日誌
 - 三 検体受付及び仕分作業日誌
 - 四 血清分離作業日誌
 - 五 検査機器保守管理作業日誌
 - 六 測定作業日誌
- 3 当衛生検査所は、次の台帳を作成する。
 - 一 委託検査管理台帳
 - 二 試薬管理台帳
 - 三 温度・設備管理台帳
 - 四 統計学的精度管理台帳
 - 五 外部精度管理台帳

 - 七 検査依頼情報・検査結果情報台帳
 - 八 検査結果報告台帳
 - 九 苦情処理台帳
 - 十 教育研修·技能評価記録台帳

(記録)

- 第9条 当衛生検査所は、第8条に定める各作業日誌及び各台帳を2年間保存する。 (精度管理)
- 第10条 当衛生検査所は、第8条に定める標準作業書等に基づき、適切な内部精度管理 を実施するとともに、少なくとも年1回は、○○○及び○○○が行う外部精度管理調査 に参加する。

なお、それ以外の外部精度管理調査にも積極的に参加するよう努める。

(職員の研修)

第11条 当衛生検査所は、職員に必要な研修を行わせる。

(検査結果の確認)

第12条 臨床検査技師以外の者が行った検査・測定については、管理者、臨床検査技師 がその結果について、必要に応じ確認をしなければならない。 (検査結果の報告)

- 第13条 当衛生検査所が委託元に対して行う検査結果の報告は、検査・測定年月日及び 検査・測定責任者名又は苦情処理担当者名を明らかにした報告書によって行うものとす る。
- 2 当衛生検査所が、検査・測定を外部委託している場合の委託元に対する検査結果報告 書には、最終委託先名を記載する。

(廃棄物等の処理)

第14条 検査・測定後の検体、使用後の試薬、廃棄物並びに廃水の処理にあたっては、 関係法令に従うほか、特に公衆衛生上他に迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければ ならない。

(細則)

- 第15条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に細則で定めるものとする。
 - (注1) 管理者として臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」とする とともに、本条に次の1項を加える。
- 2 当衛生検査所は、嘱託として、当衛生検査所の検査業務を指導監督する医師を置く。
 - (注2) 精度管理責任者として臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」 とする。
 - (注3) 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」に、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者を置く場合は、「経験を有する医師」を「知識及び経験を有する者」に改めることとする。なお、遺伝子関連・染色体検査の業務を実施しない場合は、第6条の2の規定は要しない。
 - (注4) (1) 血清分離のみを行う衛生検査所にあっては、外部精度管理調査に必ずし も参加することを要せず、また、次の書類の作成を要しない。

検体受付及び仕分標準作業書

測定標準作業書

精度管理標準作業書

検体処理標準作業書

檢查依賴情報·檢查結果報告情報標準作業書

教育研修,技能評価標準作業書

検体受付及び仕分作業日誌

測定作業日誌

試薬管理台帳

温度·設備管理台帳

統計学的精度管理台帳

外部精度管理台帳

檢体保管·返却·廃棄処理台帳

検査依頼情報・検査結果情報台帳

教育研修•技能評価記録台帳

(2) 血清分離を行わない衛生検査所にあっては、血清分離標準作業書及び血清分離作業日誌の作成を要しない。